

## 鳥取県県外生徒のふるさとファミリー登録促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、県外生徒のふるさとファミリー登録促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、本県の県立高等学校（以下「県立高校」という。）に入学を希望する県外中学校出身の生徒（以下「県外生徒」という。）の下宿を受け入れるために部屋の改装等を行う下宿の所有者（以下「下宿受入先」という。）に対して支援を行うことで、県外生徒を積極的に受け入れ、県立高校の適正規模を維持するとともに、当該県立高校の活性化に資することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、同表の第4欄に定める額とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則、下宿受入先と県外生徒の間の下宿契約の締結前に行わなければならない。

ただし、将来的な県外生徒の下宿の受入に備えて部屋の整備を行う場合は、部屋の改装に着手する20日前までに行わなければならない。

なお、申請にあたっては事前に該当県立高校と協議し、下宿受入見込みや改装内容等について調整を行うこと。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

なお、前項ただし書きの場合においては、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、交付目的の達成に支障を生じさせるおそれのある事業変更以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1)規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2)規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号又は様式第2号及び様式第5号によるものとする。
- 3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、下宿契約書の写しを添付しなければならない。ただし、将来的な下宿の受入に備えてあらかじめ実施する改装事業においては、下宿契約締結後、速やかに当該契約書の写しを提出すること。

### (提出書類の部数等)

第8条 規則及びこの要綱の規定により鳥取県教育委員会教育長に提出する書類は、正本1部とする。

### (雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県教育委員会教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置

この要綱施行前に県外生徒を受け入れている下宿受入先が要綱施行後も引き続き県外生徒を受け入れ、Wi-Fi環境を新たに整備する場合、またはすでに整備している場合には、この要綱施行時以降の生徒の在学残月数に応じて以下の額を補助することができる。

21,000円+(7,000円×この要綱施行時以降の在学残月数)

※複数の県外生徒を受け入れている場合においては、最も在学残月が長い県外生徒を基準に算定することとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>1 補助対象事業</p>	<p>鳥取県と連携して地元自治体、民間企業又は団体が必要な支援を行う市町において、当該市町の下宿受入先が県外生徒の下宿を受け入れるために実施する部屋の改装事業等（将来的な県外生徒の下宿の受入に備えてあらかじめ実施する改装事業を含む）。ただし、下宿受入先は、下宿を受け入れる際に県外生徒又はその保護者等（以下「保護者等」という。）と次の条件を満たす下宿契約を締結すること。</p> <p>(1) 県外生徒1名につき6畳程度のエアコンを備えた部屋を用意し、当該部屋に県外生徒のプライバシー保護のため県外生徒自らが施錠できるようになっていること。</p> <p>(2) Wi-Fi環境を整備し、オンライン学習に対応できること。</p> <p>(3) 保護者等との下宿契約の期間中は継続して下宿を受け入れること。ただし、県外生徒が自己都合によって転居した場合、県外生徒が下宿契約に違反したことに起因して退去を命ぜられた場合、又は県外生徒が退学等の理由により県立高等学校に在籍できなくなったことにより下宿契約を解除する場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 原則、平日（長期休業中を含む。）、朝夕2食を県外生徒に提供すること。土曜、日曜及び祝日の提供については保護者等と下宿受入先との別途協議により提供の有無を決定できるとする。その際、必要経費を徴収することができる。</p> <p>なお、帰省、学校活動、部活動等、県外生徒の事情によって提供の必要がない場合はこの限りでない。</p> <p>(5) 県外生徒に使用させる部屋の清掃や洗濯については、下宿受入先が所有する機器を使用させて、県外生徒自らに行わせること。</p> <p>(6) 門限等を設定して、県外生徒が安全で、規則正しい生活を送れるように指導すること。</p> <p>(7) 地域の行事等にできるだけ県外生徒を参加させ、地域の一員という意識を生徒に持たせるよう努めること。</p> <p>(8) 県外生徒の下宿の受入に係る費用は、次のとおりとする。なお、下宿に係る契約は、保護者等と下宿受入先が直接、契約を締結し、費用の収受を行うこと。</p> <p>家賃：月額原則60,000円以内（食費を含む）          冷暖房費：6月から9月まで、及び12月から3月までの期間について、家賃とは別に月額原則3,000円以内          その他必要な経費：県外生徒が通学する学校と下宿受入先があらかじめ協議し、保護者等の了解が得られた場合、受入に関してその他必要な費用。</p>
<p>2 補助対象事業者</p>	<p>県外生徒を、自らの住居である物件に下宿させるために下宿受入先となる部屋の改装等をあらかじめ行う者又は実際に県外生徒の下宿を受け入れる者であること。</p>
<p>3 補助金の額</p>	<p>①下宿を受け入れる県外生徒1名当たり180,000円（定額）。          将来的に県外生徒を受け入れるために実施する部屋の改装にあつては、県外生徒1名に係る1部屋当たり180,000円（定額）。ただし、部屋の改装に係る補助金を交付された後に県外生徒を受け入れた場合は、県外生徒1名当たりの補助金は交付されないものとする。          また、下宿生の卒業等による退去後に、再び同室に別の県外生徒の受入を行う場合の補助金の額は、県外生徒1名当たり120,000円（定額）とする。</p> <p>②Wi-Fi環境整備に係る経費として以下の計算式で算出した額。（下宿受入先当たり）  <math>21,000円 + (7,000円 \times \text{在学残月数})</math>          なお、複数の県外生徒を受け入れる場合においては、最も在学残月が長い県外生徒を基準に算定する。          また、下宿生の卒業等による退去後に、再び別の県外生徒の受入を行う場合の補助金の額は、以下の計算式で算出した額とする。（下宿受入先当たり）  <math>7,000円 \times \text{在学残月数}</math>          なお、複数の県外生徒を受け入れる場合においては、最も在学残月が長い県外生徒を基準に算定する。          ただし、前年度までにすでに当該下宿受入先に補助金が支払われている在学月についてはそれを除く。</p>

年度県外生徒のふるさとファミリー登録促進事業計画（報告）書

1 下宿受入先の住所及び受入する県外生徒の氏名

生徒の下宿先住所	
生徒の氏名	

2 下宿に係る契約締結（予定）日

年 月 日

3 下宿を受入する県外生徒の入居（予定）日

年 月 日

4 下宿を受入する県外生徒の保護者等の氏名、住所及び続柄

保護者等の氏名	
保護者等の住所	
下宿を受入する県外生徒との続柄	

【補足】複数の生徒の下宿を受入される場合は、適宜、欄を増やしてください。

注) 報告書の提出の際は、下宿に係る契約書の写しを添付すること。

年度県外生徒のふるさとファミリー登録促進事業収支予算（決算）書

1 収入 （単位：円）

項目	予算額	決算額	差引増減額	内訳
県補助金				

2 支出 （単位：円）

項目	予算額	決算額	差引増減額	内訳
計				

様式第3号（第4条関係）

1 改装計画

※簡易な図面を作成し、エアコンや鍵の配置、部屋の間取り等を記載すること

2 改装前の部屋の写真

様

職 氏名

年度鳥取県県外生徒のふるさとファミリー登録促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった県外生徒のふるさとファミリー登録促進補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、県外生徒の下宿の受入れに係る事業とし、その内容は、・・・・・・・・・・のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額、交付決定額及び交付確定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるこれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県県外生徒のふるさとファミリー登録促進事業補助金交付要綱（平成31年3月29日付第201800180847号鳥取県教育委員会教育長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号（第7条関係）

1 部屋の改装作業の完了年月日

2 改装後の部屋の写真

3 改装後の部屋の簡易な図面